秋田市２５－ＭＳ

凍結防止剤散布車（乾式、３ｔ級、４×４）仕様書

平成２５年度

凍結防止剤散布車（３ｔ級、４×４）仕様書

概　　要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（３ｔ級、４×４）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については秋田市（以下「甲」という。）と物品納入者（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

１　品名および数量

凍結抑制剤散布車（３ｔ級、４×４）　１台

２　性　　能　（ＪＣＭＡＳ　Ｔ００８　性能試験）

（１）散布幅　　最小3.0m以下　～最大7.0m以上（切換５段階以上）

（２）散布量　　最小15g/㎡以下～最大40g/㎡以上（切換５段階以上）

（３）作業速度　　最小5km/h以下　～最大40km/h以上

（４）ホッパ容量　　2.5　m3 以上

（５）乾燥散布剤積載量　　塩 3,000　kg　以上

（６）騒音レベル（オペレータ耳もと、無負荷、車両停止、機関最高回転速度､運転室扉窓密閉にて）　　85 dB(A) 以下

３　主要諸元

（１）全　　長　　7,000 mm　以下

（２）全　　幅　　2,500 mm　以下

（３）全　　高（黄色灯火上端まで）　　3,400 mm　以下

（４）車両総質量　　12,000 kg　以下

なお、「８　付属装置および付属品　８－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（５）最小回転半径（最外側車輪中心）　　7.0 m　以下

（６）乗 車 定 員　　２ 人　以上

４　車　　体

（１）機　　関

形　　式　　水冷、ディーゼル機関

最高出力　　140 kW 以上

（２）動力伝達装置

主変速機	前進５段、後進１段　以上

（３）駆動方式

形　　式	総輪駆動式

（４）タイヤ

形　　式	スタッドレスタイヤ（夏タイヤ不要）

（５）かじ取装置

形　　式	倍力装置付

（６）運転室

構　　造	全鋼製密閉形
ハンドル位置	右ハンドル
窓	(前)冬用ワイパーブレード付 (夏用ワイパーブレード不要)

５　作業装置

（１）形　　式	散布量車速同調制御式
（２）散布対象薬剤種別	乾燥塩（原塩、粉砕塩） ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること。
（３）ホッパ	鋼板溶接構造
ホッパカバー又は蓋	手動開閉式
（４）確認装置	・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ） ・吐出又は散布確認装置

６　計器類

（１）燃料計	１式
（２）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式
（３）水温計	１式
（４）充電警告灯	１式
（５）空気圧計又は警告灯	１式
（６）運行記録計（120km/h、７日計）	１式
（７）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１式

７　照明装置類

（１）前部霧灯		２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前　全幅 500㎜以上	１式
	後　全幅 500㎜以上	１式

8　付属装置および付属品の車両総重量に関する取り扱い

8－1　車両総質量に含むもの

（1）バックブザー　1式
（2）エアコン（デフロスタ付）　1式
（3）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）　1式
（4）スペアタイヤ取付台　1式
（5）散布剤飛散防止用カバー　1式
（6）スタッドレスタイヤ　1式

8－2　車両総質量に含まないもの

（1）標準付属工具　1式
（2）取扱説明書　1部
（3）部品表　1部
（4）履歴簿　1部
（5）床マット　1式

9　塗　　装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。車体側面には秋田市章および市名を記載すること。

ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議するものとする。

（1）散布装置（内外面塗装）
ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚105μ以上）
下塗り2回、中塗り3回、上塗り3回　以上

（2）シャシ塗装
エポキシ樹脂塗料（最終膜厚100μ以上）

（3）運転室表面
ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚90μ以上）

（4）運転室底面
エポキシ樹脂塗料（最終膜厚100μ以上）

10　検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内容が確認できる資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙が準備するものとする。

11　保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12　その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

イ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

13　オプション装備

（１）床マット

（２）スペアタイヤ取付台

（３）エアコン

14　納入場所

秋田市寺内字蛭根85番地の９

秋田市建設部道路維持課

15　納入条件

納入時に操作方法、メンテナンス方法および体制等についての説明をすること。

16　納入期限

平成２５年１２月１３日（金）

17　担当

建設部道路維持課ゆき対策担当　田口

電話　018-864-3643（内線５５・２４５）